

期日前投票所の選挙事務従事者（会計年度任用職員） 及び選挙立会人を募集します

町選挙管理委員会では、各種選挙の期日前投票所について、選挙事務従事者（会計年度任用職員）及び選挙立会人を次のとおり募集します。

応募された方には、選挙前に勤務希望日等を確認させていただき、ご都合に合わせて勤務していただきます。

選挙事務従事者（会計年度任用職員）

- 業務内容 期日前投票所の受付・投票用紙の交付をしていただきます。
- 報酬等 時給 925円、交通費（規定により支給）
- 勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時までの 2 交代制又は終日勤務（休憩あり）
- 勤務地 茨城町役場等
- 条件 18歳以上の方で、簡単なパソコン作業や受付・案内ができる方

選挙立会人

- 業務内容 期日前投票所の投票手続きに立ち会い、投票が適正に行われているか確認していただきます。
- 報酬等 9,600円/日（交通費込み）
- 勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時までの終日勤務（休憩あり）
- 勤務地 茨城町役場等
- 条件 町内在住の選挙権を有する方

応募方法

町選挙管理委員会に、履歴書を郵送または持参してください。後日、面接を行います。

今後の選挙予定

- ・茨城県知事選挙（令和3年9月25日任期満了） 期日前投票期間16日
- ・衆議院議員総選挙（令和3年10月21日任期満了） 期日前投票期間11日

【問合せ先】 茨城町選挙管理委員会（総務部総務課内）
〒311-3192 茨城町大字小堤1080番地 ☎ 029-240-7125（直通）

骨を元気に！ 骨粗しょう症予防教室

みなさんの“骨”の状態は健康ですか？

『骨粗しょう症』とは、加齢とともに骨の量が減ってスカスカになる状態のことを指し、女性に多く見られる病気です。

体を支える大事な骨。骨を強くするための食生活や運動を心がけ、体の土台を元気にしましょう！

▶日時	7月21日(水)	受付	午前9時45分～10時
		講話・調理実習	午前10時～午後0時30分
		運動実技	午後1時～3時

- ▶場所 ゆうゆう館内保健センター 栄養指導室（2階）、健診室（1階）
- ▶対象 町内在住の女性
- ▶持参するもの 米1合、エプロン、三角巾、手拭きタオル
運動のできる服装、運動靴、汗拭きタオル、水分補給用の水分等、ヨガマット（持っている方）
※お持ちでない方は健康増進課で貸出しますので、バスタオルをお持ちください。
※マスクの着用にご協力をお願いします。

- ▶参加費用 無料
- ▶定員 12人 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- ▶申込期間 6月28日(月)～7月9日(金)
- ▶その他 受付時に、検温と体調確認を実施します。
新型コロナウイルス感染症の状況により、日程が変更・中止になる場合があります。

【申込・問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）
（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）



令和3年度

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和3年度の国民年金の保険料(定額)は、月額16,610円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では個人の所得に応じて、保険料の支払いを免除または猶予することができます。

※保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）についても、遡って免除等を申請することができます（学生納付特例も同様）。



○持参いただくもの：免除される方の年金手帳、来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード等）

令和3年度（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の
免除・納付猶予制度申請受付開始日：令和3年7月1日

【免除（全額免除・一部免除）申請】

★本人、配偶者、世帯主の前年所得が所得制限額以下の場合に、保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

令和3年度	免除額（月額）	納付額（月額）	所得制限額
全額免除	16,610円	0円	(扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円
3/4免除	12,460円	4,150円	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	8,300円	8,310円	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	4,150円	12,460円	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

【納付猶予申請】

50歳未満の方で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年所得が所得制限額以下（全額免除の所得制限額と同額）の場合に納付猶予の申請ができます。一部免除の可能性がある場合は、どちらかを選択できます。納付猶予を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

【学生納付特例《令和3年4月1日から受付しています》】

学生の方で本人の所得が所得制限額以下の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。※学生の方は、免除や納付猶予を申請できません。毎年申請が必要で、猶予を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

〈所得制限額 128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等〉

○申請に必要なもの：学生証（有効期限の記載があるもの）のコピー又は在学証明書（原本）

《退職（失業）による特例（退職した人本人のみの所得をゼロと見なす特例）》

退職日の翌日（喪失日）が属する年の翌々年の6月分までの免除申請に適用されます。

○申請に必要なもの：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 等

※「一部免除」については、一部納付保険料の納付が必要です。
※ 免除等を受けている期間は10年まで遡って追納することが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方についての特例制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）
FAX 029-219-1026